

苓北町国土強靱化地域計画

令和2年3月

熊本県天草郡苓北町

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
第1章 基本的な考え方	4
1 基本目標	
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	
第2章 苓北町の地域特性	6
1 苓北町の地勢	
2 苓北町における災害リスク	
第3章 脆弱性評価	9
1 評価の枠組み及び手順	
2 評価の結果	
第4章 強靱化の推進方針	12
第5章 計画の推進	43
【別紙】	
脆弱性評価結果	46
【別冊】	
取組一覧表	

はじめに

1 計画策定の趣旨

本町は、これまで数多くの自然災害に見舞われてきた。

近年では、平成 3 年の台風 17 号及び 19 号による風水害、平成 5 年の豪雨災害、平成 11 年の台風 18 号による風水害、平成 27 年の豪雨災害など、多くの風水害が発生している。

熊本県全体でも近年様々な水害に見舞われており、平成 24 年の熊本県広域大水害の際には、熊本県では「被災された方々の痛みを最小化すること」、「単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的な復興を目指すこと」、「復旧・復興を熊本の更なる発展につなげること」からなる「復旧・復興の 3 原則」を掲げ、復旧・復興に取り組んできた。この中で、災害への備えの強化として、施設整備等に加え、予防的避難の推進や自主防災組織の設立促進など、自助・共助・公助の観点から、地域防災力の向上に取り組んできた。

一方、国においては、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生等を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が施行された。同法に基づき、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」が策定され、同計画に基づく様々な取組みが進められている。

こうした中、平成 28 年 4 月に発生した「平成 28 年（2016 年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）においては、わずか 28 時間の間に、2 度にわたり震度 7 の激しい地震が熊本の地を襲った。同一地域で震度 7 を 2 度観測したのは、我が国観測史上初めてのことである。熊本地震では、熊本都市圏及び阿蘇地方を中心に、多くの尊い命が失われ、家屋倒壊や土砂災害など、県内に甚大な被害がもたらされた。

苓北町では震度 4 を観測した中、幸いにして大きな被害はなかったが、熊本県は、この未曾有の大災害からの早期復興を果たすため、熊本地震から 3 ヶ月半後に「平成

28年熊本地震からの復旧・復興プラン」を策定して復旧・復興の方向性を示すとともに、熊本地震の対応に係る検証を踏まえ、県地域防災計画の見直しを行うなど、災害に対する備えの強化に取り組んでいるところである。

今後、再び熊本地震や熊本広域大水害のような大災害がどこで発生してもおかしくないとの認識の下、国の国土強靱化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全安心な地域づくりを着実に推進するため、熊本県が策定した「熊本県国土強靱化地域計画」を踏まえ、『安心して暮らせるまち』を目指した「苓北町国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

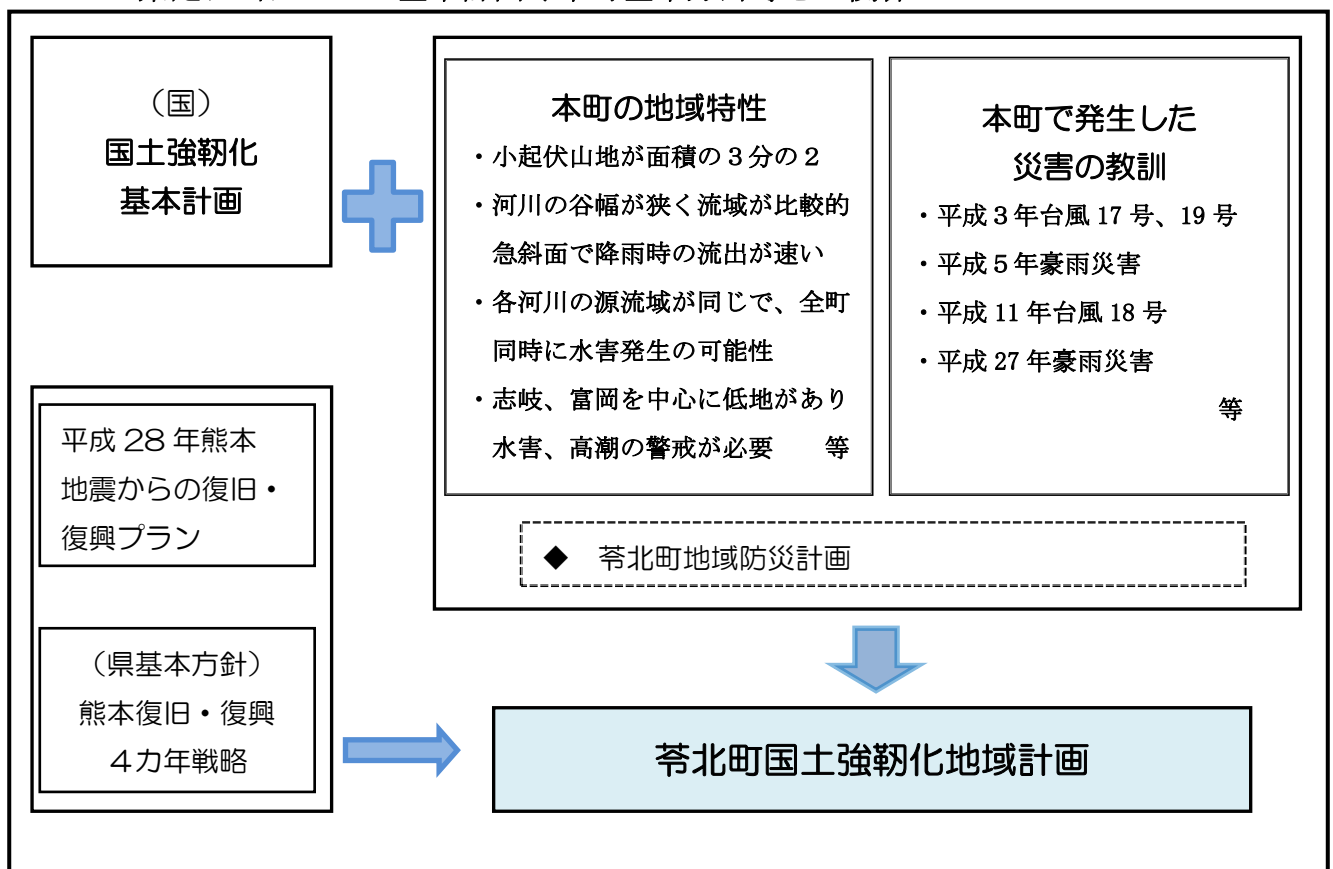
国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づき、本町における国土の強靱化の指針として「苓北町国土強靱化地域計画」を策定する。

地域計画の策定に当たっては、国の基本計画及び熊本県地域計画を踏まえつつ、本町の地理・地形等の地域特性とともに、これまで発生した大規模災害の教訓を踏まえたものとする。

地域計画は、熊本地震の検証、同検証を踏まえて改正された苓北町地域防災計画や本町の基本方針である苓北町振興計画も考慮して策定する。

これにより、今後起こり得る大規模自然災害に対して、ハード施策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備するとともに、県境を越える大規模災害時の広域防災拠点としての基盤や機能の充実・強化を促進することで、災害に強く、安全安心に生活できる地域づくりを目指す。

<策定に当たっての基本計画や本町基本方針等との関係>



第1章 基本的な考え方

1 基本目標

国土強靱化基本法第14条において、市区町村の国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならぬとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、基本計画における目標と調和を保つよう留意することとされている。また、県全体で強靱化に取り組んでいくため、熊本県の地域計画とも相互に調和を図ることも必要である。

このため、本計画では、「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」の「災害に強く誇れる^{たから}資産を次代につなぎ夢にあふれる新たな熊本」という熊本県の将来像を念頭に置き、苓北町が強靱化を推進するうえでの基本目標として、次の5つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

- ① 町民の生命を守ること。
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること。
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること。
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること。

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ① 苓北町の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること。
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること。
- ③ 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、各地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと。

- ④ 大規模災害に備え、県及び市町村の連携だけでなく、国、他都道府県及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること。

（２）効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ④ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑤ 国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

（３）地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靱化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること。
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子供等の状況に配慮して施策を講じること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 苓北町の地域特性

1 苓北町の地勢

苓北町は、天草の下島の西北端に位置し、北緯32度32分から32度25分まで、東経130度01分から130度07分までに至る東西9.76km、南北12.3kmで、東は天草市五和町、南は天草市天草町と接し、西は天草灘に臨み、北は千々岩灘に面している。

地形は起伏量200～400mの小起伏山地が町域の67%を占め、南東部の天草市天草町福連木境に天竺（538m）、その北方に柱岳（517m）、矢筈岳（480m）、水の元（488m）を南北に連ねる稜線が天草灘と千々石灘に分かれている。この分水嶺から都呂々川、志岐川、年柄川、松原川等の諸河川がほぼ北西から南東方向の断層線に沿って天草灘、千々石灘に流れている。各河川とも谷幅が狭く、流域が比較的急斜面で降雨の際の水の流出が速く、地質の関係から表土の有機物の含有量も少なく耐水性に乏しい。このため樹木の育成条件としては、芳しくない状況にある。

また本町における年間平均気温は18.0℃で、年間最高気温は38.0℃、最低気温は-1.0℃となっている。降雨量は年間2000ミリ前後で近隣市町に比べて大差はない。

海岸線の延長は29.6kmで、台風襲来の方角によっては恐るべき豪雨、出水、地滑り、高潮などの災害をもたらす。

また、平成28年4月14日、16日に発生した熊本地震をはじめ、平成7年に発生した阪神大震災、平成23年に発生した東日本大震災では未曾有の大災害となり、本町においては、大きな活断層はないといわれているが、震度4（中震）の発生はあっており、地震についても警戒が必要であり、さらに、地震発生に伴う津波にも十分な警戒が必要である。

2 苓北町における災害リスク

（1）梅雨期の大雨による水害

本町の大雨は梅雨によるものが多く、6月から7月の平均降雨量は650ミリ前後である。昭和57年には6月だけで695.5ミリ、平成5年には8月に682.5ミリに達しており、地盤が緩んだ上での豪雨によりこの時期に多くの水害が発生している。

また台風や前線によって、7月下旬から8月にかけてしばしば災害が発生しているので注意を必要とする。第2章1で示した苓北町の地勢（地理的特性）から、本町並びに熊本県では梅雨時期に大雨が発生することが多い。

（2）台風による災害

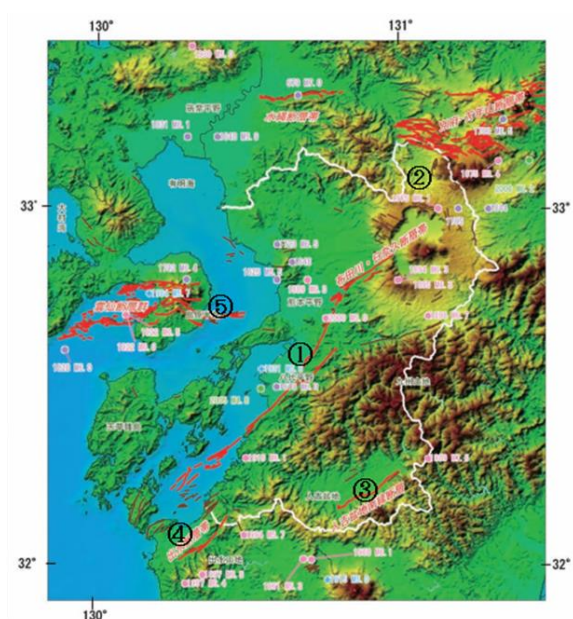
本町は、西は天草灘に、北は千々石灘に面しており、海岸線の延長は29.6kmで台風

時の高潮による被害は大である。近年では、平成3年に台風17号、19号が相次いで通過し、風速50m以上の風を直接受け、家屋や農産物、山林等に大きな被害を受け教訓となっている。

(3) 地震及び津波による災害

本町においては、大きな活断層はないといわれているが、付近には布田川・日奈久断層帯、雲仙断層群などがあり、地震及び津波の発生が想定される。また東シナ海などは本格的な調査が行われておらず、大規模な地震が発生する可能性も有り、それに伴い津波の被害なども考えられるため警戒が必要である。

[参考1] 熊本周辺の主要活断層



①布田川・日奈久断層帯

②別府・万年山断層帯

③人吉盆地南縁断層

④出水断層帯

⑤雲仙断層群

(4) 南海トラフ地震

静岡県駿河湾から宮崎県の日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生している。過去に発生した南海トラフ付近が震源域と推定される地震のうち、大きな被害をもたらした例として、宝永4年（1707年）の宝永地震、安政元年（1854年）の安政南海地震及び昭和21年（1946年）の昭和南海地震があり、九州においても大分県及び宮崎県を中心に、死者・負傷者、建物倒壊、浸水等の被害が発生している。

また、東日本大震災を踏まえ、科学的に考えられる最大クラス（マグニチュード9）の地震である「南海トラフ地震」が発生した場合の震度分布や津波高とそれに伴う被害想定では、沿岸部を中心に東日本大震災を越える甚大な被害が想定されている。

熊本県では、「南海トラフ地震対策特別措置法」（平成 25 年 12 月）に基づき、苓北町を含む県内の 10 市町村（注）が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、被害想定は死者 120 人、建物の全壊 18,900 棟などの結果となっている。

（注）宇城市、阿蘇市、天草市、高森町、山都町、多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町、苓北町

〔参考 2〕熊本県地震・津波被害想定調査結果

平成 23 年に発生した東日本大震災を踏まえ、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行うことを目的として、被害の推計を行った。（平成 25 年 3 月）

〔対象〕熊本県への被害が大きいとされる次の断層帯の揺れを想定

〔被害想定結果〕（主な項目を抜粋）

項 目 (注1)		布田川・日奈久 断層帯 中部・南西部連動型 (注3)	別府・万年山断層帯 (注3)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値
地震規模 津波高	地震規模	マグニチュード 7.9	マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.1	マグニチュード 7.0	マグニチュード 7.1	マグニチュード 9.1
	タイプ	活断層	活断層	活断層	活断層	活断層	プレート型
	最大想定震度	震度7	震度6強	震度7	震度6強	震度6弱	震度6弱
	津波高 (TP.m)	3.4 TP.m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	3.5 TP.m	3.8 TP.m
	津波波高 (m)	1.2m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	1.4m	2.0m
建物	全壊棟数	28,000 棟	410 棟	5,400 棟	560 棟	11,500 棟	18,900 棟
	半壊棟数	82,300 棟	1,400 棟	11,400 棟	1,200 棟	40,900 棟	55,900 棟
人的被害	死者数	960 人	10 人	300 人	— 人	100 人	120 人
	重傷者数	4,700 人	60 人	750 人	10 人	1,300 人	1,800 人
	軽傷者数	22,700 人	380 人	2,900 人	70 人	3,500 人	5,700 人
	避難生活者数	156,000 人	3,400 人	15,100 人	2,300 人	11,100 人	17,300 人
	疎開者数	84,000 人	1,800 人	8,100 人	1,200 人	5,900 人	9,300 人

（注1）本表には、冬の午前5時、風速11m/秒の被害を記載。

（注2）別府・万年山断層帯、人吉 盆地南縁断層、出水断層帯では、津波による被害は想定していない。

（注3）布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動型）と別府・万年山断層帯では、項目ごとに被害が最大となるケースを記載している。

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

(1) 想定する自然災害（リスク）

本計画においては、第2章で示した本町の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

国の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本町の地域特性を考慮して、8つの「事前に備えるべき目標」と、46の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	津波・高潮等による多数の死傷者の発生
	1-4	台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水による死傷者の発生
	1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生及び後年度にわたり脆弱性が高まる事態
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-4	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
	2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-6	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料の供給不足
	2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生、疾病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	3-2	広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
	4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態
	4-4	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下による競争力の低下
	5-2	社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	重要な産業施設の損壊、火災等
	5-4	海上輸送の機能の停止による地域経済への甚大な影響
	5-5	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
	5-6	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
	5-7	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-8	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	住宅密集地での大規模火災の発生
	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3	沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-4	ため池、防災施設、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-5	有害物質の大規模拡散・流出
	7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 評価の実施手順

- ① 各部局において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組みの方向性を検討する。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりまとめる。
- ③ 施策の進捗状況を表す「重要業績指標(KPI)」を検討・設定する。

2 評価の結果

脆弱性評価結果は別紙のとおりであり、評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、実施主体の財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

(2) 代替性・多重性（リダンダンシー）の確保等が必要

本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に、行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響は甚大である。

そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性（リダンダンシー）を確保するとともに、業務継続計画（BCP）等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

(3) 国、県、他市町村、防災関係機関との平時からの連携が必要

強靱化に向けた取組みの実施主体は、国、県、市町村、防災関係機関、民間事業者、NPO、住民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連携して対応することが重要であり、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保する必要がある。

また、大規模災害時は、市町村内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県及び他市町村との連携だけでなく、平時から国や民間との連携を強化し、応援・受援体制を整備する必要がある。

(4) 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や県・市町村だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。

また、個々の施策の実施主体は、県・市町村だけでなく、民間事業者、NPO、住民など多岐にわたるが、特に大規模災害時には、民間事業者やNPO等との連携が必要であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

(5) 特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

平成24年の熊本広域大水害や平成28年熊本地震をはじめ、全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

第4章 強靱化の推進方針

本町は、第2章に示したとおり、地理的・地形的に大雨や、台風接近・上陸による風水害や高潮による被害も発生しており、これらは6月から10月の間に多く発生している。また、付近には、熊本地震の原因となった日奈久断層帯、布田川断層帯、雲仙断層帯などが存在し、今後も大規模な地震が発生する可能性がある。

このような本町における災害リスクを踏まえ、第3章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後、以下の施策を推進することとする。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅の耐震化) 【総務課】

- 住宅の耐震診断及び耐震改修の取組みを推進する。熊本県においても耐震診断士を派遣する体制を整備しており、耐震改修等について住宅・建築物安全ストック形成事業等により民間住宅・建築物の耐震化を推進する。また、住宅耐震改修に対する住民への啓発を進める。

(宅地の耐震化) 【総務課・土木管理課・教育委員会】

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地においては地盤の変動予測調査や崩落防止対策等を行う。

(住宅密集地での大規模火災の防止) 【総務課】

- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、天草消防本部中央消防署苓北分署を通じ、普及促進を図る。

(家庭・事業所における地震対策) 【総務課】

- 各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、自主防災会の防災講座や啓発パンフレットの配布等を通じて意識啓発を図る。また、地震発生時に町民各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、緊急地震速報等を活用した初動対応訓練（シェイクアウト訓練）を実施する。

(防災訓練の実施) 【総務課】

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信する J アラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達する L アラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNS や町ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（１－２）不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

（公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止）【総務課他施設管理部署】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。
- 保育園や学校において、幼児・児童・生徒・学生及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の耐震化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や防火設備の適切な維持管理を促進する。

（社会福祉施設の耐震化及び火災防止）【福祉保健課】

- 大規模地震等の発生時、社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進する。

（不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止）【総務課・商工観光課】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、耐震化の啓発活動等を進める。また、耐震診断が義務付けられた民間建築物については、非構造部材も含めた耐震化に向けて、国の制度を活用した財政的な支援を実施する。
- 不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため、天草消防本部を通じ、消防用設備の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信する Jアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達する Lアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや町ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（１－３）津波・高潮等による多数の死傷者の発生

（海岸保全施設の整備等）【土木管理課・農林水産課】

- 津波、高潮、海岸堤防崩壊等による浸水を防止するため、防潮堤等、海岸保全施設の計画的な整備及び老朽化した施設の更新・機能強化を推進する。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、消防団員など防災業務に従事する者の安全を確保するため、開口部の常時閉鎖型への改善や、速やかな閉口対応を可能とする水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等の整備を順次進める。

（円滑な避難のための道路整備）【土木管理課】

- 道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信する Jアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達する Lアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

（避難勧告等の適切な発令）【総務課】

- 避難勧告等が適切に発令されるよう、県の防災情報ネットワークシステム等により、避難勧告等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを促進する。
- 避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、自主防災会の防災講座や啓発パンフレットの配布等により避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

（迅速な避難のための体制整備等）【総務課・その他全課】

- 津波・高潮災害の避難場所として適切な高台や高層建築物等がない地区における津波避難タワー等の整備を促進する。また、既存の民間建築物も活用した避難場所確保に取り組む。
- 住民が迅速に高台等へ避難できるよう、避難勧告等の迅速な発令や住民への避難情報の伝達を行うための訓練を実施するなど、住民への情報伝達体制を充実・強化する。
- 津波・高潮の浸水が想定されている地域を含め、避難場所への避難手順、避難路、避難方法（原則徒歩）等を記載した防災マップを作成するとともに、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

（１－４）台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水による死傷者の発生

（浸水被害の防止に向けた河川整備等）【総務課・土木管理課・その他全課】

- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や、住宅地を流下する河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する。
- 逃げ遅れ等を防止するため、熊本県統合型防災情報システムによる雨量や河川水位等の情報収集を図り、住民の避難対策に活用する。また、想定し得る最大規模の洪水に対応するよう見直した浸水想定区域図を反映したハザードマップを作成するとともに、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。

（円滑な避難のための道路整備）【土木管理課】（再掲）

- 道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。

（避難勧告等の適切な発令）【総務課】（再掲）

- 避難勧告等が適切に発令されるよう、県の防災情報ネットワークシステム等により、避難勧告等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを行う。
- 避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、自主防災会の防災講座や啓発パンフレットの配布等により避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

（事前予測が可能な災害への対応）【総務課】

- 事前予測が可能な大雨・台風、高潮等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関が適時適切に対応できるよう連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座やパンフレットの配布等により避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

（１－５）大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生及び後年度にわたり脆弱性が高まる事態

（山地・土砂災害対策の推進）【総務課・農林水産課・土木管理課】

- 大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、県による治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を促進するとともに、豪雨時の早期避難体制の整備等を進め、土砂災害特別警戒区域等内の土地利用の適切な制限を図る。
- 土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転を促進する。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

（１－６）情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するＪアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するＬアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

（避難勧告等の適切な発令）【総務課】（再掲）

- 避難勧告等が適切に発令されるよう、県の防災情報ネットワークシステム等により、避難勧告等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを行う。
- 避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

（通信手段の機能強化）【総務課】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。

（要支援者対策の推進）【福祉保健課】

- 避難行動要支援者が着実に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の見直しや、個別計画の策定及び見直しを実施する。

（観光客の安全確保等）【商工観光課】

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

（外国人に対する情報提供の配慮）【総務課・商工観光課 他】

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制の構築を検討する。

（情報伝達体制の整備と地域の共助）【総務課】

- 大規模災害時に、行政区や自主防災組織と情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、行政区や自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

（学校の災害対応の機能向上）【教育委員会】

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達となされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

（事前予測が可能な災害への対応）【総務課】（再掲）

- 事前予測が可能な大雨・台風、高潮等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関が適時適切に対応できるよう連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座やパンフレットの配布等により避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

（2-1）被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（家庭や事業所における備蓄の促進）【総務課】

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を

行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。

（町での備蓄の推進）【総務課・福祉保健課】

- 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、備蓄方針に基づき、食料や飲料水など、必要な備蓄量を確保する。

（民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備）【総務課・福祉保健課・水道環境課】

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

（他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備）【総務課・福祉保健課】

- 大規模災害時に町の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、姉妹都市等との応援協定等により供給体制の多重化、強化を図る。

（国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備）【総務課・福祉保健課・土木管理課】

- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

（水道施設の耐震化等）【水道環境課】

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、アセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を進め、水道施設の耐震化を促進する。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【土木管理課】

- 町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、町内各地区を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（物資輸送ルートの確保に向けた港湾整備）【土木管理課】

- 大規模災害時の海上輸送機能を確保するため、港湾施設の耐震化や、耐波性能等の強化を進める。

（２－２）避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

（指定避難所等の見直し）【総務課・福祉保健課】

- 多数の被災者の受け入れが可能となるよう、福祉避難所を含めた指定避難所及び指定緊急避難場所の見直しを図る。

（指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化）【総務課・福祉保健課・教育委員会】

- 大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、避難所等として指定している施設については、非構造部材も含めた耐震化を推進するとともに、給水施設（井戸等）、非常用電源、マンホールトイレをはじめ各種トイレ等の整備を進める。

（指定避難所等の周知徹底）【総務課・福祉保健課】

- 避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や福祉避難所の場所、福祉避難所の制度等について周知徹底を図る。

（避難所運営体制の構築）【総務課・福祉保健課・教育委員会】

- 要配慮者への支援、プライバシーの確保など多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、自主防災組織等の住民組織とボランティア等との連携を前提とした避難所運営マニュアルの見直しや、自主防災組織等住民を対象とした研修・訓練等を実施する。
- 公共施設等において、避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者の対応体制の整備を図る。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【福祉保健課】

- 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、県が作成する災害時における感染症・食中毒ガイドライン（仮称）を活用するとともに、専門職員の養成に取り組む。
- 避難者の健康悪化を防ぐため、災害ボランティア等の関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

（福祉避難所の円滑な運営）【福祉保健課】

- 大規模災害時、福祉避難所が円滑に開設・運営されるよう、福祉避難所運営マニュアルの作成や、関係機関との研修・訓練等を実施するとともに、要配慮者や地域住民に対して、福祉避難所の制度について広報を行い、理解の促進を図る。

（指定避難所以外の被災者の把握体制）【総務課・福祉保健課】

- 大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、行政区や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難者（車中泊者を含む）を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

（エコノミークラス症候群の予防）【福祉保健課】

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

（災害時の活動拠点等の整備）【教育委員会】

- 大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、中学校廃校跡地等の防災機能強化に向けた整備を進める。

（２－３）多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（孤立集落の発生防止に向けた道路整備）【土木管理課・農林水産課】

- 大規模災害時、孤立集落の発生を防止するため、町内各地区や集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。

（防災拠点等への再エネ設備等の導入）【総務課・教育委員会】

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

（自主防災組織の活動の強化）【総務課】

- 自主防災組織が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

（地域コミュニティの維持）【総務課・福祉保健課】

- 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取り組みについて支援する。

（山地・土砂災害対策の推進）【農林水産課・土木管理課】

- 大規模な山地・土砂災害による孤立集落の発生を防止するため、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を進める。

(2-4) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、 支援ルートへの途絶による救助・救急活動の麻痺

(消防施設の耐災性の強化) 【総務課】

- 大規模災害時に消防施設が地域の救助・救急、消火活動の拠点としての機能を果たせるよう、非構造部材も含めた施設の耐震化、備蓄や消防水利の耐震化等による水の確保、非常用電源設備の整備促進及び浸水対策を踏まえた設備の再配置を進める。

(消防の災害対処能力の強化) 【総務課】

- 大規模災害時、迅速かつ的確な救助・救急活動並びに消火活動を実施するため、人員の確保及び資機材等の充実を図るとともに、実践的訓練を反復実施する。

(自衛隊、警察、消防、海保等の部隊受入体制の整備) 【総務課・教育委員会】

- 大規模災害時等、自衛隊、警察、消防などの実働機関の部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】 (再掲)

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務課】

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保も含め、消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を推進する。

(自主防災組織の活動の強化) 【総務課】 (再掲)

- 自主防災組織が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

(救助・救急ルートの確保に向けた道路整備) 【土木管理課】

- 町内における災害時の救助・救急ルートを確保するため、町内各地区を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（２－５）救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

（エネルギー供給に向けた道路整備）【土木管理課】

- 町内における災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給するため、町内各地区を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送やライフライン復旧に必要なルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、道路啓開体制の構築を推進する。

※道路啓開・・・緊急車両等の通行のため早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること。

（エネルギー供給に向けた港湾整備）【土木管理課】

- 災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給ルートを確保するため、港湾施設の耐震化や、耐波性能等の強化を進める。

（２－６）想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

（災害時の帰宅困難者の支援体制の整備）【総務課】

- 災害時の帰宅困難者等へ飲料水やトイレ、道路情報を提供するなど、その支援体制を整備するため、関係機関との連携を図りつつ、対応を推進する。

（公共交通機関に係る情報体制の整備）【企画政策課】

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

（２－７）医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

（医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備）【土木管理課】

- 町内における災害時の医療活動の支援ルートを確保するため、町内各地区を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、医療活動の支援ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、道路啓開体制の構築を推進する。

（医療活動の支援ルートの確保に向けた港湾整備）【土木管理課】

- 大規模災害時、道路以外の医療活動の支援ルートを確保するため、港湾施設の耐震化や耐波性能等の強化等、港湾施設の防災対策を進める。

（２－８）劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生、疾病・感染症等の大規模発生

（感染症の発生・まん延防止）【福祉保健課】

- 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、県と連携して防疫対策に取り組む。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【福祉保健課】（再掲）

- 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、県が作成する災害時における感染症・食中毒ガイドライン（仮称）を活用するとともに、専門職員の養成に取り組む。
- 避難者の健康悪化を防ぐため、災害ボランティア等の関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

（エコノミークラス症候群の予防）【福祉保健課】（再掲）

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

（生活用水の確保）【総務課・水道環境課・教育委員会】

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、各地区に防災井戸を設置するとともに、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。

（下水道ＢＣＰの充実）【水道環境課】

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画（ＢＣＰ）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

(3-1) 行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化) 【総務課・教育委員会・各施設所管課】

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。
- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、庁舎が使用できない場合の代替施設を事前に確保する。

(業務継続可能な体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画（BCP）の高度化を図る。
- 大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画や地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の見直しを進める。
- 災害等による庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、ネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。

(学校における業務のスリム化とBCPの策定) 【教育委員会】

- 大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力、町や行政区、自主防災組織との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、業務継続計画（BCP）の策定を促進する。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備) 【総務課】

- 職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高める。また、外部の応援職員も必要な対応ができるよう、各種の災害対応業務マニュアルを整備する。

（自治体間の応援体制の構築）【総務課】

- 他市町村との応援体制を確保するため、国のガイドライン等を踏まえ、他市町村との応援協定の締結や、受援計画の見直しを進め、大規模災害時の連携体制の強化を推進する。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

（職員の安全確保に関する意識啓発）【総務課】

- 地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、災害時初動対応訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。

（３－２）広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下

（広域防災拠点となる施設の耐災性の強化 【総務課・各施設所管課】

- 苓北町総合センターや坂瀬川地区総合グラウンドなどについて、物資集積拠点や応援部隊等の活動拠点等として確実に使用できるよう、非構造部材も含めた耐震性の強化を図る。
- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。
- 防災拠点としての機能を有する天草消防本部中央消防署苓北分署については、現在土砂災害警戒区域内にあることを踏まえ、災害時の即応性及び機能維持のため移転等を含めた施設の更新を行う。

４ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

（４－１）電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

（防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進）【総務課】

- 大規模災害時、防災行政無線等の情報通信施設について72時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進する。

（通信手段の機能強化）【総務課】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。
- 国、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- 関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

（４－２）郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

（郵便事業の継続に向けた道路整備）【土木管理課】

- 町内における災害時の郵便事業の停止を防止するため、町内各地区を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。

（４－３）テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するＪアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するＬアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、ＳＮＳや町ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（４－４）災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

（通信手段の機能強化）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。
- 国、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- 関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

５ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

（５－１）サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下による競争力の低下

（事業者におけるＢＣＰ策定促進）【商工観光課】

- 大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう町内事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別ＢＣＰへの改訂等を支援する。

（金融機関や商工団体等との連携）【商工観光課】

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

（物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備）【土木管理課】（再掲）

- 町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、町内各地区を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（道路情報の迅速かつ正確な提供）【土木管理課】

- 大規模災害時に道路の通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるため、防災行政無線やインターネット等を活用した情報発信体制の整備を進める。

（物資・エネルギー供給に向けた港湾整備）【土木管理課】

- 大規模災害時の海上輸送機能を確保するため、港湾施設の耐震化や、耐波性能等の強化を進める。
- 港湾の被災によるサプライチェーンの寸断を防ぐため、港湾事業継続計画（BCP）を策定・活用し、被災した港湾施設の業務継続や早期復旧に向けた対応力を強化する。

（５－２）社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

（エネルギー供給に向けた道路整備）【土木管理課】

- 町内における災害時の社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーを供給するため、町内各地区を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、道路啓開体制の構築を推進する。

（エネルギー供給に向けた港湾整備）【土木管理課】

- 大規模災害時のエネルギー供給ルートを確保するため、港湾施設の耐震化や、耐波性能等の強化を進める。

（５－３）重要な産業施設の損壊、火災等

（九州電力（株）苓北発電所における火災等に対する体制の整備）【総務課・企画政策課】

- 九州電力（株）苓北発電所における火災等において、迅速かつ適切な対応により被害の拡大を防ぐため、火災に対応する消火資機材の維持管理に努めるとともに、円滑な消火を行うための訓練を実施し、日頃からの緊密な連絡体制を整えておく。

（特定事業者及び防災関係機関との連携等）【総務課・企画政策課・商工観光課】

- 九州電力（株）苓北発電所や産業施設の火災・損壊等の災害が発生した際に的確かつ迅速な対応が可能となるよう、特定事業者及び防災関係機関と連携した総合的な防災訓練の実施

や事業継続計画（BCP）の策定を促進する。

（５－４）海上輸送の機能の停止による地域経済への甚大な影響

（物資・エネルギー供給に向けた港湾整備）【土木管理課】（再掲）

- 大規模災害時の海上輸送機能を確保するため、港湾施設の耐震化や、耐波性能等の強化を進める。
- 港湾の被災によるサプライチェーンの寸断を防ぐため、港湾事業継続計画（BCP）を策定・活用し、被災した港湾施設の業務継続や早期復旧に向けた対応力を強化する。

（５－５）農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

（農地・農業用施設の保全）【農林水産課】

- 地震や豪雨、高潮等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、排水機場やため池、用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。

（災害時の集出荷体制の構築）【農林水産課】

- 大規模災害時の農作物や木材、特用林産物の出荷等を確保するため、広域的に選果機能等を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取組みを支援するとともに、農道・林道の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。

（農業施設の耐候性等の強化）【農林水産課】

- 大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を促進する。

（漁港の防災対策）【農林水産課】

- 大規模災害時、漁港施設の耐災性の強化を図るため、外郭・係留施設の耐震・耐津波診断に基づき、耐震・耐波対策を推進する。

（共済加入の促進）【農林水産課】

- 大規模自然災害が発生しても、農業・漁業経営の安定を図るため、農業・漁業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業及び漁業共済加入を促進する。

（５－６）基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

（交通ネットワークの確保に向けた道路整備）【土木管理課】

- 町内における災害時の交通ネットワークを確保するため、町内各地区を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、道路啓開体制の構築を推進する。

（交通ネットワークの確保に向けた港湾整備）【土木管理課】

- 大規模災害時の交通ネットワークを確保するため、港湾施設の耐震化や、耐波性能等の強化を進める。
- 港湾の被災による交通ネットワークの機能停止を防ぐため、港湾事業継続計画（BCP）を策定・活用し、被災した港湾施設の業務継続や早期復旧に向けた対応力を強化する。

（５－７）金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

（事業者におけるBCP策定促進）【商工観光課】（再掲）

- 大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう県内事業者の事業継続計画（BCP）策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援する。

（５－８）食料等の安定供給の停滞

（民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備）

【総務課・福祉保健課・水道環境課】（再掲）

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

（他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備）

【総務課・福祉保健課】（再掲）

- 大規模災害時に町の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、姉妹都市等との応援協定等により供給体制の多重化、強化を図る。

（国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備）

【総務課・福祉保健課・土木管理課】（再掲）

- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実

効性を強化する。

（水道施設の耐震化等）【水道環境課】（再掲）

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、アセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を進め、水道施設の耐震化を促進する。

（町での備蓄の推進）【総務課・福祉保健課】（再掲）

- 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、備蓄方針に基づき、食料や飲料水など、必要な備蓄量を確保する。

（家庭や事業所における備蓄の促進）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【土木管理課】（再掲）

- 町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、町内各地区を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、道路啓開体制の構築を推進する。

（災害時の活動拠点等の整備）【教育委員会】（再掲）

- 大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、中学校廃校跡地等の防災機能強化に向けた整備を進める。

（物資・エネルギー供給に向けた港湾整備）【土木管理課】（再掲）

- 大規模災害時の海上輸送機能を確保するため、港湾施設の耐震化や、耐波性能等の強化を進める。
- 港湾の被災によるサプライチェーンの寸断を防ぐため、港湾事業継続計画（BCP）を策定・活用し、被災した港湾施設の業務継続や早期復旧に向けた対応力を強化する。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

（６－１）電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ＬＰガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

（防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化）【総務課・福祉保健課】

- 大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。

（防災拠点等への再エネ設備等の導入）【総務課・教育委員会】（再掲）

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

（物資・エネルギー供給に向けた港湾整備）【土木管理課】（再掲）

- 大規模災害時の海上輸送機能を確保するため、港湾施設の耐震化や、耐波性能等の強化を進める。
- 港湾の被災によるサプライチェーンの寸断を防ぐため、港湾事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・活用し、被災した港湾施設の業務継続や早期復旧に向けた対応力を強化する。

（６－２）上水道等の長期間にわたる供給停止

（水道施設の耐震化等）【水道環境課】（再掲）

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、アセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を進め、水道施設の耐震化を促進する。

（応急給水体制の整備）【水道環境課】

- 大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」「九州・山口９県災害時相互応援協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

（生活用水の確保）【総務課・水道環境課・教育委員会】（再掲）

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、各地区に防災井戸を設置するとともに、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用

水の確保について事前の備えを促進する。

- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 事業所等との大規模災害時の井戸水の提供に係る協定の締結を進める。

（上水道ＢＣＰの策定）【水道環境課】

- 大規模災害時の上水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、事業継続計画（ＢＣＰ）の充実を図る。

（６－３）汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道施設等の耐震等）【水道環境課】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、下水道施設の耐震化を進めるとともに、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持修繕・改築を進める。
- 災害時の避難所等における住民の生活・衛生環境の向上のため、避難所開設時に備えてマンホールトイレ整備を進めるとともに、仮設トイレのし尿を被災していない他市町村の下水処理場等で受け入れてもらう体制を事前に整える。

（浄化槽の整備等）【水道環境課】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の破損状況、使用可否、使用状況等の把握を行い、その結果を基に浄化槽の早期復旧を行う体制（地理情報システム活用に向けた浄化槽台帳システムの改訂を含む）を構築する。

（下水道ＢＣＰの充実）【水道環境課】（再掲）

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画（ＢＣＰ）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

（６－４）地域交通ネットワークが分断する事態

（公共交通機関に係る情報体制の整備）【企画政策課】（再掲）

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

（地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備）【土木管理課・農林水産課】

- 大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、町内各地区や集落間を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、道路啓開体制の構築を推進する。

（６－５）異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

（応急給水体制の整備）【水道環境課】（再掲）

- 大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」「九州・山口 9 県災害時相互応援協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

（生活用水の確保）【総務課・水道環境課・教育委員会】（再掲）

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、各地区に防災井戸を設置するとともに、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 事業所等との大規模災害時の井戸水の提供に係る協定の締結を進める。

7 制御不能な二次災害を発生させない

（７－１）住宅密集地での大規模火災の発生

（住宅密集地における火災の拡大防止）【総務課】（再掲）

- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、天草消防本部中央消防署苓北分署を通じ、普及促進を図る。

（消防の災害対処能力の強化）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、迅速かつ的確な救助・救出活動並びに消火活動を実施するため、人員の確保及び資機材の整備や充実を図るとともに、実践的訓練を反復実施する。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】（再掲）

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保も含め、消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を推進する。

（７－２）海上・臨海部の広域複合災害の発生

（港湾ＢＣＰの策定・活用）【土木管理課】

- 大規模災害時における港湾施設の被災に起因した広域複合災害を防止するため、港湾事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・活用し、これらの事態への対応力を強化する。

（九州電力（株）苓北発電所における火災等に対する体制の整備）

【総務課・企画政策課】（再掲）

- 九州電力苓北発電所における火災等において、迅速かつ適切な対応により被害の拡大を防ぐため、火災に対応する消火資機材の維持管理に努めるとともに、円滑な消火を行うための訓練を実施し、日頃からの緊密な連絡体制を整えておく。

（７－３）沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

（沿道建築物の耐震化、通行空間の確保）【総務課・土木管理課】

- 大規模災害時の沿道建築物や電柱の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動等の停滞を防止するため、特に緊急輸送道路沿いの建築物について、耐震診断、耐震改修等を進める。

（被災建築物等の迅速な把握）【総務課・教育委員会他施設管理所管課】

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

（７－４）ため池、防災施設、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（農業用ため池等の維持管理・更新）【農林水産課】

- 大規模災害時の農業用ため池の決壊等による二次災害を防止するため、農業用ため池の点検や改修の必要性の判定を行い、計画的に改修を進めるとともに、築造後数十年経過している農業用ダムについては、機能保全計画に基づき必要な更新整備を行う。
- ため池管理者による日常管理や緊急体制の整備を進めるとともに、ため池の適正な維持管理を推進する。

（ハザードマップの作成・配布）【総務課・農林水産課】

- ため池や河川等のハザードマップを作成し、対象者に配布する。

（道路防災施設の維持管理・更新）【土木管理課】

- 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、維持管理計画を策定し、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の更新等を行う。

（７－５）有害物質の大規模拡散・流出

（有害物質の流出対策等）【水道環境課】

- 有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、あらかじめ工場・事業場の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように準備するとともに、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、県及び事業者と連携した取組みを進める。

（アスベスト対策）【土木管理課】

- 被災建築物におけるアスベスト建材の露出及び解体工事による、周辺へのアスベストの飛散を防止するため、飛散性の高いアスベスト建材が使用されている可能性の高い建築物のリストをあらかじめ整備する。また、工事従事者の暴露防止のための防じんマスクの備蓄を促進する。

（７－６）農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農業生産基盤の整備及び保全管理）【農林水産課】

- 農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、日本型直接支払制度を活用した取組みを支援し、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適

切に維持・発揮させる。

（鳥獣被害対策の推進）【農林水産課】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、地域住民が主体となって「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。

（適切な森林整備の推進）【農林水産課】

- 台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を推進する。

（山地・土砂災害対策の推進）【農林水産課・土木管理課】

- 森林の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を県に働きかける。

（中山間地域の振興）【農林水産課】

- 多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となっていく地域コミュニティの維持等の取り組みを支援する。

（７－７）風評被害等による地域経済等への甚大な影響

（正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備）【総務課・企画政策課・商工観光課 他】

- 大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。
- 観光事業者と連携体制を構築するほか、正確な情報の収集や様々なチャンネルを通じた迅速な情報発信を行う。

８ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

（８－１）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物処理計画の推進）【水道環境課】

- 大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物の発生量の推計や処理方法などを定めた災害廃棄物処理計画を策定し充実を図る。

（仮置場の選定）【水道環境課】

- 迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、災害廃棄物の発生量の推計をもとに仮置場候補地を選定する。

（県への支援要請）【水道環境課】

- 甚大な被害により町単独での災害廃棄物処理が困難となり、県に要請する必要がある場合に、迅速かつ適切な処理が行えるよう、日頃から連絡体制の整備を図る。

（関係団体等との連携）【総務課・水道環境課】

- 大規模災害時に、損壊家屋の撤去等や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、関係団体等と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、相互協力体制の整備を図る。

（８－２）復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（建設業における復旧・復興の担い手確保・育成）【土木管理課】

- 大規模災害時における復旧・復興を担う建設産業の人材確保・育成のため、建設業界や教育機関と連携し、求人・求職情報の共有や建設産業の魅力発信等を行うとともに、就労環境の整備や資格取得の支援を進める。

（建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化）【土木管理課】

- 大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設関係団体との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。

（学校における人材の育成）【教育委員会】

- 大規模災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営の協力や応急教育などの専門的知識を有する人材を育成する。

（災害ボランティアとの連携）【福祉保健課】

- 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、平時からボランティア団体と顔が見える関係を築き、合同訓練の実施等を通して、対応力を強化する。
- 大規模災害時、ボランティア関係者と連携して被災者支援等に取り組めるよう、県が作成する連携ガイドラインを活用し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を

図る。

（罹災証明書の速やかな発行）【総務課】

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から住家被害認定調査の目的や方法に関する研修に職員を参加させるとともに、他市町村の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

（被災建築物等の迅速な把握）【総務課・教育委員会他施設管理所管課】（再掲）

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

（被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備）【教育委員会】

- 大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行うため、文化財の保存修復等の専門的知識や技術を持つ専門家との連絡体制を確保する。
- 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替えが円滑に進むよう、埋蔵文化財発掘調査等に必要な専門的知識や技術を持つ専門家との連絡体制を確保する。

（８－３）被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

（罹災証明書の速やかな発行）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から住家被害認定調査の目的や方法に関する研修に職員を参加させるとともに、他市町村の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

（応急仮設住宅の迅速な提供）【土木管理課・福祉保健課】

- 住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保するとともに、民間賃貸住宅を活用する借上型仮設住宅の円滑な制度運営に備えて、平時から運営体制を整備し、業務マニュアル、事業スキーム等について不動産団体等との情報共有を図る。

（地震保険加入率の向上）【総務課】

- 大規模災害時の被災者の住宅再建が迅速、円滑に進むよう、町民に地震保険制度の周知・啓発を図る。

（災害ボランティアとの連携）【福祉保健課】

- 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、平時

からボランティア団体と顔が見える関係を築き、合同訓練の実施等を通して、対応力を強化する。

- 大規模災害時、ボランティア関係者と連携して被災者支援等に取り組めるよう、県が作成する連携ガイドラインを活用し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を図る。

（相談体制の整備）【総務課・福祉保健課 他】

- 大規模災害時に町民からの各種相談に対応できるよう、各種団体等による相談対応や多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。

（金融機関や商工団体等との連携）【商工観光課】（再掲）

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

（８－４）地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（地域における共助の推進）【総務課】

- 大規模災害時に、行政区や自主防災組織と情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、自主防災組織との連携強化や自治会等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

（自主防災組織等のコミュニティ力の強化）【総務課】

- 自主防災組織等の地域防災活動の強化を図るため、防災研修等を実施するとともに、自主防災組織の未組織行政区に対して、組織化を推進する。

（地域と学校の連携）【教育委員会】

- 大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、コミュニティ・スクール等を通じて、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。

（地域コミュニティの維持）【総務課・福祉保健課】

- 災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。

- 大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、平時から介護等の民間事業者との協定の締結、民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】（再掲）

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保も含め、消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を推進する。

（８－５）道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（迅速な復旧・復興に向けた道路整備）【土木管理課】（再掲）

- 町内における災害時の復旧・復興の停滞を防止するため、町内各地区を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、道路啓開体制の構築を推進する。

（迅速な復旧・復興に向けた港湾整備）【土木管理課】

- 大規模災害時の港湾施設の被災による復旧・復興の停滞を防止するため、港湾施設の耐震化や、耐波性能等の強化を進める。また、港湾事業継続計画（BCP）を策定・活用し、被災した港湾施設の業務継続や早期復旧に向けた体制を整備する。

（８－６）広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（浸水対策、流域減災対策）【土木管理課】

- 大規模な浸水被害を防止するため、海岸・河川堤防等の施設の整備など、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、排水機場の整備等により被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

第5章 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績指標（K P I）を用いて進捗管理を行うとともに、P D C Aサイクルを繰り返し、全庁が一体となって取組みを推進することとする。

また、本計画は、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国・熊本県及び本町の国土強靱化施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに内容を見直すこととする。

＜重要業績指標（K P I）一覧＞

項目名	担当課	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載 リスクシナリオ
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる						
住宅の耐震化率	総務課	46.0%	H27	耐震性が不十分な住宅を概ね解消	R7	1－1
住宅耐震化補助(診断、設計、改修に係る費用補助)実績	総務課	0件	H31.4.1	10件	R10	1－1
防災情報メール登録数	総務課	0件	H31.4	500件	R5	1－6
町内小中学校の非構造部材の耐震対策率	教育委員会	20.0%	H31.4	100%	R2	1－2
社会福祉施設等の耐震化率	福祉保健課	100%	H31.4	100%	R5	1－2
介護施設等のスプリンクラー整備率	福祉保健課	100%	H31.4	100%	R5	1－2
多数の者が利用する建築物の耐震化率	各課	—	—	耐震性が不十分な特定建築物を概ね解消	R7	1－2
道路網の整備率	土木管理課	92.4%	H31.4	100%	R10	1－3、1－4、2－1、2－3、2－4、2－5、2－7、5－1、5－2、5－6、5－8、8－5
橋梁点検実施率	土木管理課	100%	H31.4	100%	R6	1－3、1－4、2－1、2－3、2－4、2－5、2－7、5－1、5－2、5－6、5－8、8－5
想定最大規模による洪水浸水想定区域反映ハザードマップ作成	総務課	0.0%	H31.4.1	100%	R2	1－4
土砂災害特別警戒区域からの住宅移転数	土木管理課	1件	H31.4	3件	R5	1－5
避難行動要支援者に対する避難支援計画(個別計画)策定数	福祉保健課	83件	H31.4	90件	R3	1－6
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)						
非常時のための水・食料等の備蓄率	総務課	83.5%	H31.4.1	100%	R3	2－1、5－8
水道基幹管路の耐震適合率	水道環境課	4.3%	H31.4	6.0%	R6	2－1
道路網の整備率(再掲)	土木管理課	92.4%	H31.4	100.0%	R10	1－3、1－4、2－1、2－3、2－4、2－5、2－7、5－1、5－2、5－6、5－8、8－5
橋梁点検実施率(再掲)	土木管理課	100.0%	H31.4	100.0%	R6	1－3、1－4、2－1、2－3、2－4、2－5、2－7、5－1、5－2、5－6、5－8、8－5
指定避難所数	総務課	19か所	H31.4.1	19か所	R3	2－2
福祉避難所指定数	福祉保健課	5件	H31.4.1	5件	R3	2－2

項目名	担当課	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載 リスクシナリオ
再生可能エネルギー導入量	総務課	3.7%	H29	3.7%	R9	2-3
行政区のうち自主防災組織結成数	総務課	82.3%	R2.4.1	100%	R12	2-3
自主防災組織のうち防災訓練や防災巡視等を実施している組織の割合	総務課	100%	H31.4.1	100%	R2	2-3、2-4
芥北町の消防団員数(対人口比)	総務課	3.9%	H31.4.1	4.2%	R2	2-4、7-1、8-4
予防接種法に基づく予防接種麻しん／風しんワクチンの接種率	福祉保健課	92.9%	H31.4	95.0%	R2	2-8
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能は確保する						
多数の者が利用する建築物の耐震化率(再掲)	各課	—	—	耐震性が不十分な特定建築物を概ね解消	H37	1-2、3-3、3-4
BCP策定状況	総務課	100%	H31.4.1	100%	R2	3-1
地域と一体となった訓練の実施	総務課	100%	H31.4.1	100%	R2	3-1
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する						
道路網の整備率(再掲)	土木管理課	92.4%	H31.4	100.0%	R10	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、5-1、5-2、5-6、5-8、8-5
橋梁点検実施率(再掲)	土木管理課	100.0%	H31.4	100.0%	R6	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、5-1、5-2、5-6、5-8、8-5
防災情報メール登録数(再掲)	総務課	0件	H31.4	500件	R5	1-6
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない						
BCP策定支援延べ企業数	商工政策課	0件	H31.4	4件／4年	R5	5-1、5-7
道路網の整備率(再掲)	土木管理課	92.4%	H31.4	100.0%	R10	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、5-1、5-2、5-6、5-8、8-5
橋梁点検実施率(再掲)	土木管理課	100.0%	H31.4	100.0%	R6	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、5-1、5-2、5-6、5-8、8-5
港湾の耐震岸壁整備／耐震強化実施済岸壁数	土木管理課	—	—	—	—	5-2、5-4、5-6、5-8、6-1、8-5
陸揚岸壁が耐震化された流通拠点漁港の割合	農林水産課	0.0%	H31.4	0.0%	R2	5-5
非常時のための水・食料等の備蓄率(再掲)	総務課	83.5%	H31.4.1	100.0%	R3	2-1、5-8
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る						
再生可能エネルギー導入量(再掲)	総務課	3.7%	H29	3.7%	R9	2-3、6-1
水道基幹管路の耐震適合率(再掲)	水道環境課	4.3%	H31.4	6.0%	R6	2-1、6-2
合併処理浄化槽の普及率	水道環境課	78.6%	H31.4	85.0%	R6	6-3
道路網の整備率(再掲)	土木管理課	92.4%	H31.4	100.0%	R10	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-6、5-9、6-4
橋梁点検実施率(再掲)	土木管理課	100.0%	H31.4	100.0%	R6	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-6、5-9、6-4

項目名	担当課	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載 リスクシナリオ
7 制御不能な二次災害を発生させない						
芥北町の消防団員数(対人口比)	総務課	3.9%	H31.4.1	4.2%	R2	2-4、7-1、8-4
ため池整備数orため池改修事業着手箇所数	農林水産課	0か所	H31.4	0か所	R2	7-4
農業用ため池のハザードマップを作成した割合	農林水産課	6か所	H31.4	14か所	R2	7-4
日本型直接支払の取組面積(実面積)	農林水産課	0ha	H31.4	52ha	R2	7-6
間伐面積	農林水産課	31,599a	H31.4	31,549a	R3	7-6
集落の維持・活性化にモデル的に取り組む地域数	農林水産課	0集落	H31.4	1集落	R6	2-3、7-6
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する						
災害廃棄物処理計画の策定状況	水道環境課	100%	H28	100%	H30	8-1
自主防災組織のうち防災訓練や防災巡視等を実施している組織の割合(再掲)	総務課	100%	H27	100%	H31	2-3、8-4
町立学校におけるコミュニティ・スクール数	教育委員会	0校	H31.4	5校	R2	8-4
芥北町の消防団員数(対人口比)	総務課	3.9%	H31.4.1	4.2%	R2	2-4、7-1、8-4
道路網の整備率(再掲)	土木管理課	92.4%	H31.4	100.0%	R10	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-6、5-9、6-4、8-5
橋梁点検実施率(再掲)	土木管理課	100.0%	H31.4	100.0%	R6	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-6、5-9、6-4、8-5
港湾の耐震岸壁整備/耐震強化実施済岸壁数(再掲)	土木管理課	—	—	—	—	5-2、5-4、5-6、5-8、6-1、8-5

【別紙】 脆弱性評価結果

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（住宅の耐震化）【総務課】

- 本町の住宅の耐震化率は県平均を下回っており、大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。

（宅地の耐震化）【総務課・土木管理課・教育委員会】

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、大規模造成地における地盤調査を行う必要がある。

（住宅密集地における火災の拡大防止）【総務課】

- 大規模地震時、住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

（家庭・事業所における地震対策）【総務課】

- 大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【総務課】

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

1－2 不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生

（公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止）【総務課他各施設所管課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

（社会福祉施設の耐震化及び火災防止）【福祉保健課】

- 大規模地震等の発生時、社会福祉施設等の倒壊や火災等により、施設の機能停止や自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

（不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止）【総務課・商工観光課】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊や火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するとともに、防火対策を進める必要がある。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

1－3 津波・高潮等による多数の死傷者の発生

（海岸保全施設の整備等）【土木管理課・農林水産課】

- 台風時の高潮・大規模地震時の津波・堤防崩壊等に起因する浸水により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、防潮堤等、海岸保全施設の整備・維持管理を着実にを行う必要がある。

（円滑な避難のための道路整備）【土木管理課】

- 津波・高潮時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあるため、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

（避難勧告等の適切な発令）【総務課】

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、市町村において避難勧告が適切に発令される必要がある。

（迅速な避難のための体制の整備等）【総務課・その他全課】

- 津波・高潮等による建築物の損壊・浸水や避難行動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民の迅速な避難を促す必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

1－4 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水による死傷者の発生

（浸水被害の防止に向けた河川整備等）【総務課・土木管理課・その他全課】

- 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めるとともに、公共施設や要配慮者利用施設等について逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

（円滑な避難のための道路整備）【土木管理課】

- 台風や集中豪雨時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

（避難勧告等の適切な発令）【総務課】（再掲）

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難勧告を適切に発令する必要がある。

（事前予測が可能な災害への対応）【総務課】

- 大雨・台風、高潮等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

1－5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生及び後年度にわたり脆弱性が高まる事態

（山地・土砂災害対策の推進）【農林水産課・土木管理課】

- 集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、治山・砂防施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定など、山地・土砂災害対策を進める必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

1－6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

（避難勧告等の適切な発令）【総務課】（再掲）

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難勧告を適切に発令する必要がある。

（通信手段の機能強化）【総務課】

- 大規模災害時、通信施設が被災し、国・県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

（要支援者対策の推進）【福祉保健課】

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

（観光客の安全確保等）【商工観光課】

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

（外国人に対する情報提供の配慮）【総務課・商工観光課 他】

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

（情報伝達体制の整備と地域の共助）【総務課】

- 大規模災害時、行政区や自主防災組織へ災害情報が迅速に伝達されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、情報伝達体制の整備と地域における共助の充実を図る必要がある。

（学校の災害対応の機能向上）【教育委員会】

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

（事前予測が可能な災害への対応）【総務課】（再掲）

- 大雨・台風、高潮等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（家庭や事業所における備蓄の促進）【総務課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

（町での備蓄の推進）【総務課・福祉保健課】

- 大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、町において必要な備蓄を行う必要がある。

（民間企業と連携した食料等の供給体制の整備）【総務課・福祉保健課・水道環境課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

（水道施設の耐震化等）【水道環境課】

- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【土木管理課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

（物資輸送ルートの確保に向けた港湾整備）【土木管理課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、道路以外の物資輸送ルートとして港湾機能を強化する必要がある。

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

（避難所の体制整備）【総務課・福祉保健課・教育委員会】

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【福祉保健課】

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

（福祉避難所の円滑な運営）【福祉保健課】

- 大規模災害時、福祉避難所の運営に関するノウハウの不足や、一般の避難者の受入等により、福祉避難所がその機能を発揮できないおそれがあることから、平時から福祉避難所の運営が確保できる体制を構築する必要がある。

（指定避難所以外の被災者の把握体制）【総務課・福祉保健課】

- 大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定した対策が必要である。

（エコノミークラス症候群の予防）【福祉保健課】

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（孤立集落の発生防止に向けた道路整備）【農林水産課・土木管理課】

- 大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、町内各地区や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

（防災拠点等への再エネ設備等の導入）【総務課・教育委員会】

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

（自主防災組織の活動の強化）【総務課】

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

2-4 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

（消防施設の耐災性の強化）【総務課】

- 大規模災害時、消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、地域における救助・救急、消火活動の拠点である消防施設の耐災性を強化する必要がある。

（消防の災害対処能力の強化）【総務課】

- 大規模災害時、救助・救急、消火活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救助・救急活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。

（自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、県内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、県外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】

- 消防本部は人員に限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

（自主防災組織等の活動の強化）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

（救助・救急ルートの確保に向けた道路整備）【土木管理課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

２－５ 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

（エネルギー供給に向けた道路整備）【土木管理課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

（エネルギー供給に向けた港湾整備）【土木管理課】

- 大規模災害時の港湾施設の被災により救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

（災害時の帰宅困難者の支援体制の整備）【総務課】

- 大規模災害の発生に伴う道路や線路、輸送設備等の破損により公共交通機関が途絶し、多数の帰宅困難者等が発生するおそれがあることから、帰宅困難者等それらへの支援が行われる体制を整備する必要がある。

（公共交通機関に係る情報体制の整備）【企画政策課】

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

（医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備）【土木管理課】

- 大規模災害時、道路の寸断により医療活動が停滞するおそれがあるため、町内各地区を結ぶ道路網の確保が必要である。

（医療活動の支援ルートの確保に向けた港湾）【土木管理課】

- 大規模災害時の道路の寸断により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、道路以外の医療活動の支援ルートとして港湾機能を強化する必要がある。

2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生、疾病・感染症等の大規模発生

（感染症の発生・まん延防止）【福祉保健課】

- 大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要がある。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【福祉保健課】（再掲）

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

（エコノミークラス症候群の予防）【福祉保健課】（再掲）

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

（生活用水の確保）【総務課・水道環境課・教育委員会】

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

（下水道ＢＣＰの充実）【水道環境課】

- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

3－1 行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（防災拠点施設等の耐災性の強化）【総務課・教育委員会・各施設所管課】

- 大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する必要がある。

（業務継続可能な体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要がある。

（学校における業務のスリム化とＢＣＰの策定）【教育委員会】

- 大規模災害時、学校においては、避難所指定の有無に関わらず多くの住民の避難が予想され、学校の運営と膨大な災害対応業務を並行して実施せざるを得ない状況となり、学校現場が混乱するおそれがあることから、平時から災害時の対応や体制を整備しておく必要がある。

（発災直後の職員参集及び対応体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要がある。

（他自治体からの受援体制の構築）【総務課】

- 大規模災害時、町単独の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、他の自治体からの受援の体制整備の充実を図る必要がある。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

（職員の安全確保に関する意識啓発）【総務課】

- 災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念されることから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要がある。

3－2 広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下

（広域防災拠点となる施設の耐災性の強化）【総務課・他各施設所管課】

- 大規模災害時、広域防災拠点の被災により、支援物資の供給や応援部隊の活動に支障を来すことが懸念されることから、施設の耐災性を強化する必要がある。

4－1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

（防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進）【総務課】

- 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要がある。

（通信手段の機能強化）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、通信施設が被災し、国・県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

（郵便事業の継続に向けた道路整備）【土木管理課】

- 大規模災害時、道路の寸断により郵便事業が停止するおそれがあるため、町内各地区を結ぶ道路網の確保が必要である。

4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

4-4 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

（通信手段の機能強化）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、通信施設が被災し、国・県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下による競争力の低下

（事業者におけるBCP策定促進）【商工観光課】

- 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な町内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、町内事業者の事業継続計画（BCP）策定を促進する必要がある。

（金融機関や商工団体等との連携）【商工観光課】

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【土木管理課】

- 大規模災害時、道路の寸断により物資供給等が停止するおそれがあるため、町内各地区を結ぶ道路網の確保が必要である。

（道路情報の迅速かつ正確な提供）【土木管理課】

- 大規模災害時の道路情報の不足により物資輸送等が停滞するおそれがあるため、災害時の道路情報等を迅速かつ正確に伝える設備及び体制を整備する必要がある。

（物資・エネルギー供給に向けた港湾整備）【土木管理課】

- 大規模災害時の港湾施設の被災により海上輸送の機能が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

（エネルギー供給に向けた道路整備）【土木管理課】

- 大規模災害時、道路の寸断により社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあるため、町内各地区を結ぶ道路網の確保が必要である。

（エネルギー供給に向けた港湾整備）【土木管理課】

- 大規模災害時の港湾施設の被災により社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災等

（苓北火力発電所における火災等に対する体制の整備）【総務課・企画政策課】

- 苓北火力発電所における火災等は、本町のみならず九州地域全体へ大きな影響を与えるおそれがあることから、その拡大を防ぐ支援体制を整備する必要がある。

（特定事業者及び防災関係機関との連携等）【総務課・企画政策課・商工観光課】

- 大規模災害に伴う九州電力（株）苓北発電所の損壊が、本町のみならず九州全体の経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、災害発生時に的確かつ迅速な対応を行う体制の確保が必要である。

5-4 海上輸送の機能の停止による地域経済への甚大な影響

（物資・エネルギー供給に向けた港湾整備）【土木管理課】（再掲）

- 大規模災害時の港湾施設の被災により海上輸送の機能が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

5-5 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

（農地・農業用施設の保全）【農林水産課】

- 地震や豪雨、高潮等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。

（災害時の集出荷体制の構築）【農林水産課】

- 大規模災害時のライスセンター、野菜・果樹等の集出荷施設や農道・林道等の被災により、農作物や木材、特用林産物の出荷等が停止するおそれがあるため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保する必要がある。

（農業施設の耐候性等の強化）【農林水産課】

- 大規模災害時の農業施設の被災により、施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である。

（漁港の防災対策）【農林水産課】

- 大規模災害時、漁港施設の被災に伴い水産物の出荷等が停止するおそれがあるため、漁港施設の耐災性の強化を図る必要がある。

（共済加入の促進）【農林水産課】

- 風水害などにより、農作物や漁船などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業・漁業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

5－6 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

（交通ネットワークの確保に向けた道路整備）【土木管理課】

- 大規模災害時、道路の寸断により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、町内各地区を結ぶ道路網の確保が必要である。

（交通ネットワークの確保に向けた港湾整備）【土木管理課】

- 大規模災害時の港湾施設の被災により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

5－7 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

（事業者におけるBCP策定促進）【商工観光課】（再掲）

- 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な県内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、町内事業者の事業継続計画（BCP）策定を促進する必要がある。

5－8 食料等の安定供給の停滞

（民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備）

【総務課・福祉保健課・水道環境課】（再掲）

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

（家庭や事業所における備蓄の促進）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【土木管理課】（再掲）

- 大規模災害時、道路の寸断により物資供給等が停止するおそれがあるため、町内各地区を結ぶ道路網の確保が必要である。

（物資・エネルギー供給に向けた港湾整備）【土木管理課】（再掲）

- 大規模災害時の港湾施設の被災により海上輸送の機能が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

6－1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ＬＰガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

（防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化）【総務課・福祉保健課】

- 大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要がある。

（防災拠点等への再エネ設備等の導入）【総務課・教育委員会】（再掲）

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

（物資・エネルギー供給に向けた港湾整備）【土木管理課】（再掲）

- 大規模災害時の港湾施設の被災により海上輸送の機能が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

6－2 上水道等の長期間にわたる供給停止

（水道施設の耐震化等）【水道環境課】（再掲）

- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

（応急給水体制の整備）【水道環境課】

- 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

（生活用水の確保）【総務課・水道環境課・教育委員会】（再掲）

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

（上水道BCPの策定）【水道環境課】

- 大規模災害時、上水道施設の被災による供給の長期停止により、住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、停止期間を短縮する必要がある。

6－3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道施設等の耐震等）【水道環境課】

- 大規模災害時、下水道施設等の被災により、長期にわたり污水处理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設の耐震化等を促進するとともに、機能停止時に代替策を実施する体制を整備する必要がある。

（浄化槽の整備等）【水道環境課】

- 大規模災害時、浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあるため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や災害時における早期復旧を図る必要がある。

（下水道BCPの充実）【水道環境課】（再掲）

- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

（公共交通機関に係る情報体制の整備）【企画政策課】（再掲）

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

（地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備）【土木管理課・農林水産課】

- 大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、町内各地区や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

6-5 異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

（応急給水体制の整備）【水道環境課】（再掲）

- 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

（生活用水の確保）【総務課・水道環境課・教育委員会】（再掲）

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

7-1 住宅密集地での大規模火災の発生

（住宅密集地における火災の拡大防止）【総務課】（再掲）

- 大規模地震時、市街地などの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

（消防の災害対処能力の強化）【総務課】

- 大規模災害時、救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救出・救助活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】（再掲）

- 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

（港湾BCPの策定・活用）【土木管理課】

- 大規模災害時、港湾施設の同時多発被災や船舶被災等により海上・臨海部における広域複合災害に発展するおそれがあるため、耐災性を強化する必要がある。

（九州電力（株）苓北発電所における火災等に対する体制の整備）

【総務課・企画政策課】（再掲）

- 九州電力（株）苓北発電所における火災等が周辺地域へ大きな被害を与えるおそれがあることから、その拡大を防ぐ体制を整備する必要がある。

7-3 沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

（沿道建築物の耐震化、通行空間の確保）【総務課・土木管理課】

- 大規模地震時、避難路等の沿道建築物等の倒壊により死傷者が発生するとともに、円滑な避難や救助活動、支援物資の輸送等が困難になるおそれがあるため、沿道建築物の耐震化等を進める必要がある。

（被災建築物等の迅速な把握）【総務課・教育委員会他施設管理所管課】

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

7-4 ため池、防災施設、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（農業用ため池等の維持管理・更新）【農林水産課】

- 大規模災害時に、農業用ため池等の漏水や溢水により堤体が決壊し、下流域に洪水被害が生じるおそれがあるため、農業用ため池等の安全性の確保が必要である。

（道路防災施設の維持管理・更新）【土木管理課】

- 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害により、人的被害が拡大するおそれがあるため、道路防災施設の安全性の確保が必要である。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

（有害物質の流出対策等）【水道環境課】

- 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携が必要である。

（アスベスト対策）【土木管理課】

- 吹付アスベスト等飛散性の高いアスベスト建材が使用された建築物の被災によるアスベストの露出及び建築物の解体工事による周辺へのアスベストの飛散が懸念されることから、あらかじめ防止対策を講じる必要がある。

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農業生産基盤の整備及び保全管理）【農林水産課】

- 耕作放棄地の増加など農地等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等が必要である。

（鳥獣被害対策の推進）【農林水産課】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、鳥獣被害の防止を図る必要がある。

（適切な森林整備の推進）【農林水産課】

- 台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進する必要がある。

（山地・土砂災害対策の推進）【農林水産課・土木管理課】

- 森林の荒廃により土砂の崩壊や流出などの山地災害を防止する機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、治山・砂防施設等の整備を進める必要がある。

（中山間地域の振興）【農林水産課】

- 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。

7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

（正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備）【総務課・企画政策課・商工観光課 他】

- 断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、各分野において正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要がある。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物処理体制等の構築）【水道環境課】

- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要がある。

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（道路等の復旧・復興を担う人材の確保）【土木管理課】

- 大規模災害時の道路啓開・復旧工事等を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し復旧に取り組むとともに、建設産業の人材確保・育成を進める必要がある。

（学校における人材の育成）【教育委員会】

- 大規模災害時、防災や避難所運営等に関する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員の不足により、災害時の対応が円滑にできないおそれがあるため、専門的知識を有する人材の確保が必要である。

（災害ボランティアとの連携）【福祉保健課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

（罹災証明書の速やかな発行）【総務課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

（被災建築物等の迅速な把握）【総務課・教育委員会他施設管理部署】（再掲）

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

（被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備）【教育委員会】

- 大規模災害時、文化財の被害調査・復旧を担う人材不足により、文化財の廃棄・散逸のおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。
- 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替え等の増大により、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できないおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。

8－3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

（罹災証明書の速やかな発行）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

（応急仮設住宅の迅速な提供）【土木管理課・福祉保健課】

- 大規模災害後、建設型仮設住宅の建設地の選定及び借上型仮設住宅の制度協議に時間を要し、住家を失った被災者の一時的な住まいの確保に支障を来すおそれがあることから、平時から建設型仮設住宅の建設候補地の検討及び借上型仮設住宅の制度設計等が必要である。

（地震保険加入率の向上）【総務課】

- 大規模地震による住宅の全壊等により、被災者の生活再建が困難となるおそれがあることから、町民の地震保険加入を促進する必要がある。

（災害ボランティアとの連携）【福祉保健課】（再掲）

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

（相談体制の整備）【総務課・福祉保健課 他】

- 大規模災害時に、生活面に対する不安等から将来への希望を失うことが懸念されることから、町民からの各種相談に対応する必要がある。

（金融機関や商工団体等との連携）【商工観光課】（再掲）

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

８－４ 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（地域における共助の推進）【総務課】

- 大規模災害時、様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要がある。

（自主防災組織等のコミュニティ力の強化）【総務課】

- 大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されることから、自主防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要がある。

（地域と学校の連携）【教育委員会】

- 大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあることから、平時から学校の地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要がある。

（地域コミュニティの維持）【総務課・福祉保健課】

- 大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】（再掲）

- 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

8－5 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（迅速な復旧・復興に向けた道路整備）【土木管理課】

- 大規模災害時、道路の寸断により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、町内各地区を結ぶ道路網の確保が必要である。

（迅速な復旧・復興に向けた港湾整備）【土木管理課】

- 大規模災害時の港湾施設の被災により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

8－6 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（浸水対策、流域減災対策）【土木管理課】

- 大規模災害時の地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策が必要である。